

1 出入口

《基本的考え方》

- ・公園の出入口は安全かつ円滑に利用できる構造とし、段等はできる限り設けない。
- ・車止めを出入口付近に設ける場合は、車椅子使用者をはじめすべての利用者の円滑な通行に配慮する。
- ・公園の出入口から直接車道に出てしまう場合には、子どもが飛び出さない配置する。

1以上	利用者の用に供する出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとする。	イ 出入口
幅	(1) 幅は、1.2m以上とすること。	イ 出入口 (1)
路面の仕上げ	(2) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとする。	イ 出入口 (2)
すりつけ勾配	(3) 高低差がある場合においては、5%以下の勾配ですりつけること。	イ 出入口 (3)
段	(4) 通行の際に支障となる段を設けないこと。	イ 出入口 (4)
戸の構造	(5) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	イ 出入口 (5)
車止め	(6) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。	イ 出入口 (6)
水平面部分	(7) 出入口からの水平距離が1.5m以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	イ 出入口 (7)

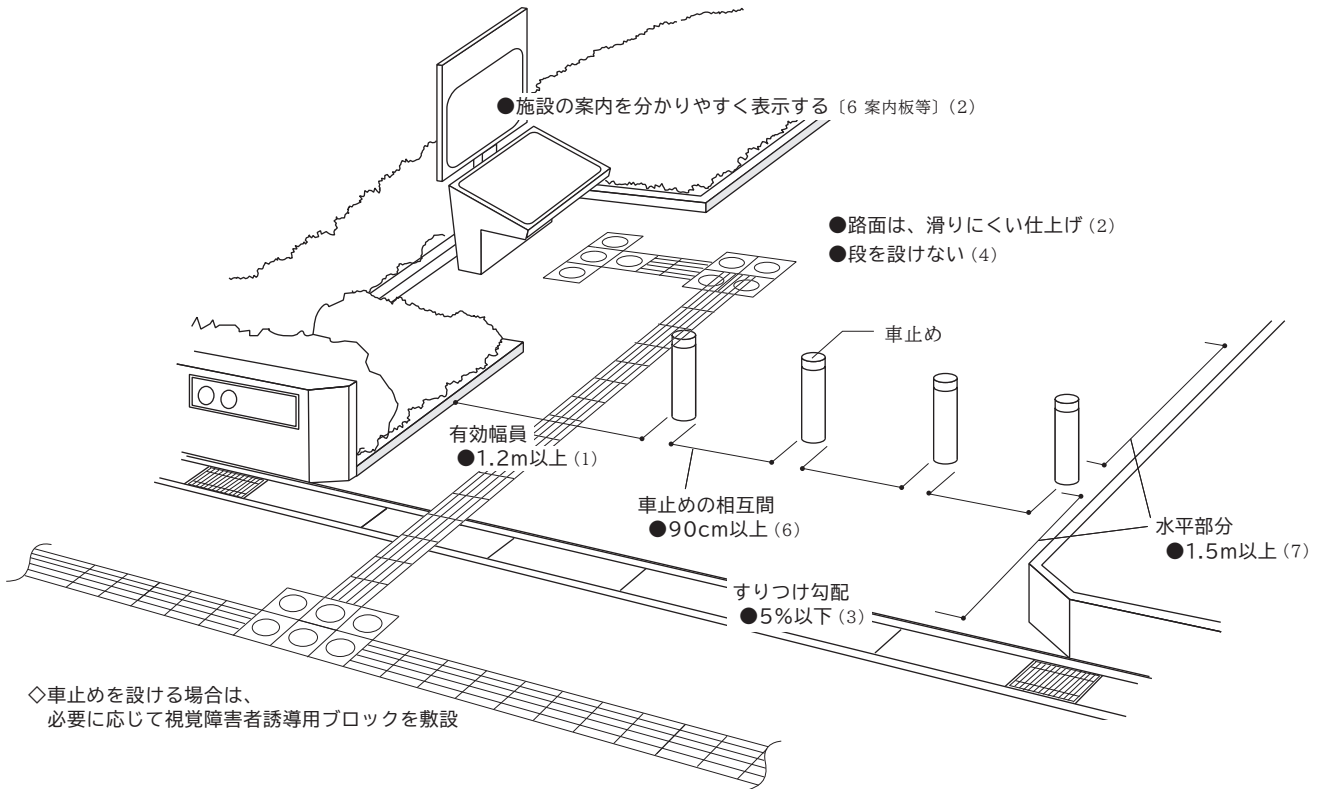
《整備基準の解説》

- 【路面の仕上げ】レンガやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工する。
- 【路面の仕上げ】雨水浸透性の舗装とするなど、水はけのよい仕上げとする。
- 【すりつけ勾配】高低差がある場合には、出入口の前後で1.5m以上の水平部分を設ける。
- 【その他】大規模な公園ではベビーカーや車椅子を貸出用として備える。

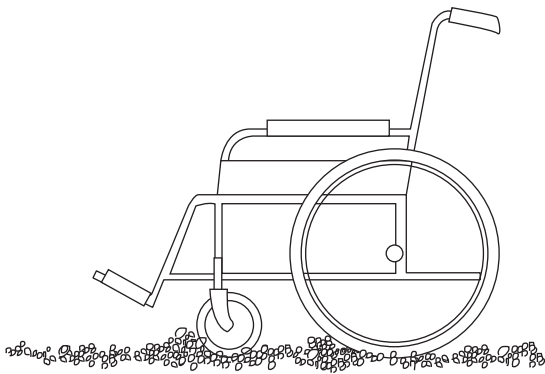
《望ましい整備》

- ◇【点状ブロック】車止めを設ける場合には、必要に応じて点状ブロック等を敷設し、視覚障害者への注意を喚起する。

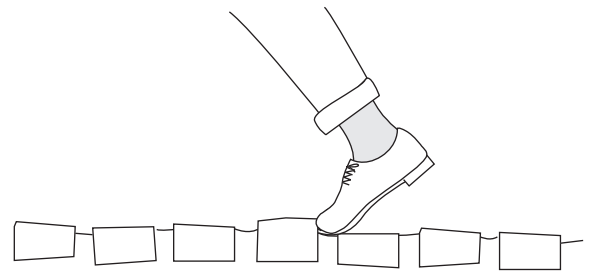
《公園出入口部の例》



《好ましくない路面仕上げの例（砂利）》



《好ましくない路面仕上げの例（石畳）》



▶▶ コラム ▶▶

- ・歩行者動線上の車止めは、原則として設けない。やむを得ず設ける場合には、夜間の視認性が高まるよう反射材等を付け、また、その存在が視覚障害者に認識できるように、視覚障害者誘導用ブロックを敷設したり、明度差等に配慮して設ける。